

# 日本深層心理研究会（JDP研） 定款（抜粋）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本深層心理研究会という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市東区主税町2丁目38番主税町シティハウス803号に置く。

## 第2章 目的および事業

（目的）

第3条 この法人は、深層心理に関する研究・研修を通じ、その知識と技術を深め、保育、教育、保健、福祉、医療の従事者を始め一般市民に、ピグマリオン教育観、カウンセリングマインドおよび深層心理技法を紹介し、その普及を図る教育団体であり、幼児・児童・生徒・学生および社会人の健やかな成長を助けるとともに、自己強化に貢献し、生き生きとした家庭、学校、地域、および社会づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 当法人の定める深層心理士の研修セミナー事業
  - ② 子育て支援等社会教育の推進を図る講演会・公開セミナーの開催
  - ③ 保健、医療または福祉の増進に関する学習会、研修会の教室開催

## 第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

（入会金および会費）

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員および職員

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の数数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

#### 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

[附則]

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 20000円
- (2) 年会費 10000円

[附則]

この定款は名古屋市長の認証を受けた日（平成25年3月5日）から施行する。

